

植物防疫法の一部改正について

令和4年2月22日、「植物防疫法の一部を改正する法律案」が閣議決定されたことから、法案関連資料が農林水産省ホームページに公表されました。法律案の概要（一部省略）は次のとおりです。

1 植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の強化

植物防疫官が行う立入検査、輸出入検疫及び国内検疫並びに緊急防除のために講じる措置の対象に農機具等の物品を追加することができるよう措置（第4条）するとともに、出入国旅客の携帯品に対する検査権限を強化（第8条の8）。

2 輸出検疫体制の整備

輸入国が輸出国の植物検疫証明書を必要としている植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の登録を受けた者が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができるよう措置（第10条～第10条の18）。

3 侵入調査事業の実施及び緊急防除の迅速化

① 国内に存在することが確認されていない等の有害動植物の一部を対象に、国内への侵入の状況等を調査する事業（侵入調査事業）を法に位置付け（現在は局長通達により実施）。当該事業の対象有害動植物の侵入等を認めた

者の通報義務を措置（第16条の6、第16条の7、第16条の8）。

② 農林水産大臣が、緊急防除の対象となる有害動植物について、防除内容等に係る基準をあらかじめ作成した場合には、当該有害動植物に対する緊急防除を行う際の告示による事前周知期間（30日間）を短縮（第17条の2）。

③ 緊急防除のうち告示を省略して実施することができる措置の内容を拡充（第18条）。

4 その他

① 有害動植物及び検疫有害動植物の定義を、国際基準と整合的になるよう改正（第2条、第5条の2）。

② 輸出入検疫に関する違反や法人による違反に対する罰則を強化（第39条、第43条）。

③ 法の目的に、有害動植物の発生の予防を追加（第1条）。

④ 公聴会の開催によらずに学識経験者等への意見聴取を行えるよう措置（第5条の2等）。

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催

令和4年2月8日、中央合同庁舎4号館（千代田区霞が関）において標記公聴会が開催されました。同会では農林水産省消費・安全局植物防疫課担当官から、今回の制度改正は諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施したPRAの結果等を踏まえた旨の概要説明と横浜植物防疫所担当官から、個別病害虫の技術説明がありました。出席した公述人からは賛成意見と諸外国の病害虫につ

いて継続してPRAを行うよう要望が出されました。また、当協会からは専務理事が出席し、賛成の立場からの意見と改正案公布の翌日に施行予定であることから、輸入港での検査の際、混乱が生じることがないような配慮を要望しました。改正の主な内容は次のとおりです。①検疫有害動植物の見直し（1種指定、1種削除、1種学名変更）、②輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し（検疫有害動植物

26種について対象植物、対象地域の追加・削除等)。

なお、改正案は令和4年3月22日に公布され、翌23日に施行されました。

植物検疫全国研修（テキスト作成と動画配信）

令和3年度の全国研修は、当初令和4年2月2日、対面方式での開催を計画し準備を進めましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、テキスト作成と動画配信（会員限定）

に切り替えました。初めての試みとなったことから、会員の皆様にはご不便をおかけしますが、是非、動画を視聴して下さい。今年度の話題提供は次のとおりです。

○ 輸出用木材こん包材の熱処理技術の理論と実際

農林水産省横浜植物防疫所調査研究部 安達浩之氏

○ 諸外国における米麦の積地検査

海外貨物検査株式会社（OMIC）食糧部 岡本英利氏

○ 侵入警戒調査における重要病害虫発見時の対応事例 - 沖縄県のカンコミバエを中心に

沖縄県植物防疫協会 安田慶次氏

なお、植物検疫を巡る最近の状況（農林水産省植物防疫課）については、動画撮影が終了次第、配信する予定です。

第5回植物検疫の在り方に関する検討会（最終回）の開催

令和4年3月11日、Web会議形式により本検討会が開催され、当協会の花島会長が委員として出席しました。検討会では、消費・安全局小川局長から冒頭挨拶の後、「植物防疫の在り方検討会」中間論点整理を受けた対応について、消費・安全局植物防疫課望月課長から説明がありました。具体的には、①植物防疫法の一部を改正する法律案の概要、②総合的な防除の推進のための主な予算、③植物防疫に関する周知活動についてでした。委員

からは、「既存の農業者だけではなく、新規就業者や農業法人等に対しても周知の徹底をお願いしたい」、「耕作放棄地等は病害虫の発生源となる懸念があることから、総合防除を進める上で、耕作放棄地での防除や責任の所在について並行して考えるべきではないか」等の意見が述べられました。

なお、植物防疫法改正については、今国会に提出されています。

第30回理事会を書面決議により開催

例年3月中旬に開催している当協会の理事会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面での開催を見合わせ、書面による開催としました。令和4年2月15日付け文書で書面決議による理事会開催を案内し、①令和3年度事業報告及び決算報告（見込み）に関する件、②令和4年度事業計画及び収支（増減）予算書（案）に関する件、③「一般社団法人全国植物検疫協会会費及び賛助会費徴

収規程」の一部改正に関する件（資料送付は3月上旬）について、決議を求めました。いずれの議題も全役員（理事及び監事）に承認され、3月17日付けで決議があったものと見なされました。

なお、前述③は留萌植物検疫協会及び大阪木材検疫協会の退会（解散）に伴う、本部会費減額の提案です。

令和3年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業の概要

当協会は令和3年4月1日に農林水産省と本事業の業務委託契約を結び、この一年間、本事業を推進してきましたが、本事業は本年3月16日をもって終了したことからその概要をお知らせします。なお、各データは2月28日現在で取りまとめたものを使用しています。

1 専門家の登録

事務局は関係機関を通じて、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用・農薬残留等、④流通・販売等に係る各分野の専門家を全国規模で募集を行い、専門家選定委員会に諮った上で、専門家85名の登録を行った。

2 相談窓口の設置

相談窓口は、昨年と同様に各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）に少なくとも1ヶ所以上とし、全国17ヶ所に設置した。

3 事業の広報

本事業の広報のためリーフレットを作成し、令和3年4月に農林水産省、各都道府県、全農、JETRO、日本政策金融公庫、専門家、当協会会員等に23,000枚配布した。また、事業の専用サイトを設け、広報等を行った。

4 専門家による技術的支援の実施

生産者、地方自治体、輸出者等から寄せられた相談や問合せ等は398件あり、このうち145件について輸出産地カルテを作成した。

(1) 相談者の傾向

相談者は輸出者55件（38%）が最も多く、次いで生産者35件（24%）、物流業者27件（19%）自治体等14件（10%）の順であった。なお、JAや生産者等から依頼を受けたコンサルタント業者、農産物輸出を支援している団体から合わせて11件の相談があった。

(2) 相談の輸出先国の傾向

相談で最も多かった輸出先国は、台湾と中国でそれぞれ25件であった。次いでタイ向けが18件、香港、シンガポール向けが10件などの順となった。地域でみるとアジアが99件（61%）と最も多く、次いで欧州21件（13%）、北米・南米14件（9%）などであった。また、輸出できるならどこへでも出したいのような全世界とした相談やまだ輸出先も決めておらず輸出先未定とした相談もあり、これらは合

わせて18件（11%）あった。

(3) 相談の輸出品目の傾向

相談で最も多かった輸出品目は、生果実（ミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、カキ、モモ、スモモ等）30件（19%）で、次いで野菜（イチゴ、メロン、ミニトマト、トマト、水ナス、カボチャ、レタス、キャベツ等）26件（17%）であった。とりわけリンゴ、ナシ、ブドウ、ミカン、イチゴなどの生果実の相談が多く寄せられた。次いで、木材（製材を含む。）22件（14%）、栽植用植物（ラン苗、盆栽、花木苗等）が12件（8%）、コメ12件（8%）、お茶11件（7%）、種子6件（4%）の順であった。

(4) 相談内容の傾向

相談内容は植物検疫条件等に関する相談が最も多く115件（65%）、次いで残留農薬37件（21%）、植物検疫手続き10件（6%）、消毒方法5件（3%）、講演依頼4件、その他7件であった。



（輸出検査風景）

(5) 技術支援の実施状況

輸出産地カルテ145件のうち、相談者から専門家による支援依頼のあった30件の産地等に対して、延べ81名の専門家を派遣し、植物検疫条件、手続き、残留農薬、病虫害防除などについて説明するなど支援を実施した。一

方、専門家の派遣までは不要として電話や電子メールで相談のあった115件については、相談者に対して植物検疫条件、手続き、残留農薬基準値などについて電話やメール等で説明を実施した。

5 オンライン（WEB）での訪問支援

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、専門家が相談者に直接面談して支援を行うことが出来ない場合もあった。これらの相談者には依頼に応じてオンライン（ビデオ通話）による支援も行った。また、オンラインによる講演依頼（会場に大型スクリーンで投影しての講演）もあり、オンラインでの対応は全部で10件あった。

6 技術資料の作成

専門家が産地等において技術的支援を行う際に活用できるよう「農産物輸出における植物検疫手続き」と題して、「農産物の輸出に係る植物検疫の基本的な流れ」「栽培地検査の流れ」「輸入許可証の取得」について技術資料を作成した。



（オンラインでの講演風景）

7 事例集の作成

専門家の協力を得て、11事例を収集し事例集を作成した。主な構成は、相談者の概要や輸出を目指す目的、相談者の取組内容や抱える課題、専門家の支援等の内容、相談者の対応状況及び評価所感等で、現地の写真等も掲載した。

令和4年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業への対応

令和4年2月22日、本委託事業の入札公告が行われ仕様書などが公表されたことから、当協会は提案書や入札書を準備し、農林水産省に関係書類を提出しました。事業内容は、①専門家リストの整備、②相談窓口の設置、③インターネットサイトの運営、④産地等の現状把握の実施、⑤専門家による技術的

支援の実施、⑥事例集、報告書等の作成等です。事業の実施期間は、令和5年3月17日（金）までとなります。4月6日開札予定ですが、当協会が受託できれば、これまでの経験を活かし本事業に取り組むこととしています。

——事務局だより（今後の予定）——

4月上旬 表彰候補者の推薦依頼

5月上旬 会計監査

5月中旬 第31回理事会（書面決議）

6月15日（水）午後 第32回理事会・第11回定時社員総会

（アートホテル日暮里ラングウッド）